

奈良県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和7年度奈良県中小企業デジタル化等支援事業委託業務（以下「業務」という。）について、次のとおり委託業務契約を締結する。

第1条 乙は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、委託業務仕様書（別記1）に従い、これを履行しなければならない。

第2条 業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年2月27日までとする。

第3条 委託料は、金 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

第4条 業務の履行場所は、甲又は乙の申し出により甲の認める場所において実施するものとする。

第5条 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項第6号に基づき免除する。

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第7条 乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により、甲の承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は第三者の行為について甲に対して全ての責任を負うものとする。

第8条 甲は、業務の進捗状況について、乙に対して必要な報告を求め、自らその状況を調査し、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

(乙の請求による期間の延長)

第10条 地震、風水害、降雪、事件、事故、疫病のほか、乙の責めに帰すことができない理由により期間内に業務を完了することができないときは、乙は、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により期間の延長を求めることができる。

(業務完了報告及び検査)

第11条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、速やかに検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を甲に引き渡さなければならない。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(遅延利息)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日まで期間の日数に応じ、契約金額(契約書に記載すべき金額として単価を示す場合にあっては、当該単価に履行期限が到来した購入等の数量を乗じて得た金額)から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について年10.75パーセントの割合(閏年は、平年と同様に扱う。)を乗じて算定して得た額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、成果に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補による履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- (2) 乙がその責めに帰する事由により履行期限内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が正当な理由なく契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 乙が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- (5) 乙が正当な理由なく検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 乙が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (12) この契約に係る再委託契約又は資材、原材料の購入等の契約（以下「再委託契約等」という。）にあたって、その相手方が第7号から第11号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (13) この契約に係る再委託契約等にあたって、第7号から第11号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して、当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (14) この契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、乙に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 甲は、契約の履行が終わらない間において特に必要があるときは契約を解除することができる。

(不可抗力による場合の契約の解除)

第16条 甲は、地震、風水害、降雪、事件、事故、疫病のほか、甲及び乙の責めによらない事由により本契約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、甲及び乙は共にその責を負わないものとし、当該事業が実施できないと甲が判断した場合は、本

契約を解除できる。

- 2 前項の場合の委託料の精算については、第3条の委託料の出来高によることを原則とし、甲乙協議により定めるものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合であっても、乙に対する損害賠償の責めを負わない。

(損害賠償責任)

- 第17条 乙は、乙が業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、直ちにその損害を甲又は第三者に賠償しなければならない。
- 2 第15条第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
 - 3 乙が第15条第1項の規定に該当する場合には、甲が契約を解除するか否かに関わらず、乙は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10に相当する金額を損害賠償金として納付しなければならない。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときはこの限りでない。
 - 4 甲は、第15条第2項の規定による解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

- 第18条 乙は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、業務従事者等にも適用するものとする。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(著作権の帰属)

- 第19条 この業務の実施により生じる著作権は、甲に帰属する。

(個人情報の保護)

- 第20条 乙は、この契約による業務を実施するにあたり、個人情報の取扱いに適正を期するとともに、個人情報取扱特記事項（別記2）を遵守しなければならない。

(保証)

- 第21条 乙は、業務遂行のために使用する写真、イラスト、音楽等一切の著作物及びその利用が、第三者の著作権、商標権をはじめとする知的財産、肖像権、パブリシティ権、プロパティ権等一切の権利（以下「知的財産権等」という。）を侵害していないこと及び諸法令・通達等に違反していないことを保証する。
- 2 全ての著作物等の使用に関する権利処理は、乙の責任と負担で行う。ただし、甲より乙に提供される資料等の知的財産権等の処理は、甲の責任と負担において行うものとする。

(第三者の知的財産権等に係る紛争)

- 第22条 甲又は乙は、第三者の知的財産権等に係る紛争が生じた場合、前条の定めに従

い各々の責任と負担において解決しなければならない。

(契約外の事項)

第 23 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定める。

2 奈良県公契約条例に関する遵守事項（別記 3）を遵守すること。

(管轄裁判所)

第 24 条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特記事項)

第 25 条 本契約は令和 7 年 月 日から効力を有し、それ以降の行為については本契約に基づくものとして取り扱う。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。電磁的記録で作成する場合は、甲及び乙が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 7 年 月 日

甲 奈良県奈良市登大路町 30

奈良県知事 山下 真

乙